

食安監発第0823001号

平成17年8月23日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

スギヒラタケの摂取について

標記については、平成16年10月22日付け健疾発第1022005号、食安監発第1022003号及び平成16年11月19日付け食安監発第1119001号により、注意喚起をお願いしたところですが、現時点においてスギヒラタケの安全性については確認されていない状況にあります。

つきましては、本年のスギヒラタケの採取シーズンを前に、引き続き、スギヒラタケの安全性が確認されるまでの間、念のため、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いします。

なお、本件のような事例は、食品衛生部局、感染症対策部局、健康政策担当部局、農林水産部局等に関係する事例であり、事態の把握及びその対応には部局間の連携が不可欠ですので、引き続き各都道府県等における関係部局との連携の確保をお願いします。